

情報公開審査会答申の概要

答申第 965 号（諮問第 1631 号）

件名：警察職員が警察施設を提供して、離婚・親権・子の監護に係る家事紛争において夫婦間の話し合いをさせた事実が記載されている文書の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 2 月 15 日

2 原処分

令和 2 年 3 月 3 日（不開示（存否応答拒否）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 10 条（存否応答拒否）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 3 月 12 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 4 月 27 日

5 答申

令和 3 年 4 月 19 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件請求対象文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

7 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 1 項に基づく行政警察活動の一環として、警察職員が、警察施設を提供して、離婚、親権又は子の監護に係る家事紛争において夫婦間の話し合いをさせた事実が記載されている文書であって、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 8 条の 2 に基づく援助に係るものを除くものであると認められる。

(2) 条例第 10 条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を

明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方に基づき、処分庁が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について以下検討する。

処分庁は、本件請求対象文書の存否自体が条例第 7 条第 2 号の規定により保護すべき情報に当たり、条例第 10 条に該当すると決定しているため、当該情報の条例第 7 条第 2 号該当性について、以下判断する。

イ 条例第 7 条第 2 号該当性について

条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

処分庁によれば、本件開示請求は、警察が取扱った事案のうち、家事紛争に係る事案の取扱状況について記載された文書の開示を求めているものであり、文書の有無を回答したとすれば、その後、文書が作成された時期等の条件を絞り、新たな開示請求を行うことにより、当該文書単独では特定の個人を特定することはできなくとも、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが可能となり、ひいては、特定の個人の家事紛争の有無という個人情報を開示することとなることである。

この点について、特定の個人を指定した請求であれば当然個人が特定されることとなるが、個人を指定しないまでも、例えば特定の警察施設等を指定した開示請求であれば、当該開示請求に係る文書の存否を答えること

で、話し合いをした者が居住する区域等が絞り込まれることにより、関係者であれば、個人が特定される可能性は否定できないと考えられる。

しかし、本件開示請求の内容は、特定の個人を指定したのではなく、特定の警察施設等を指定したものでもないことから、本件請求対象文書の存否を答えたとしても、本件開示請求の日以前のいずれかの時点で、愛知県内のいずれかの警察施設において、家事紛争に関する夫婦間の話し合いが行われたという事実の有無が判明するのみであって、特定の個人の家事紛争の有無が判明するとはいえない。

また、処分庁は、文書が作成された時期等の条件を絞り、新たな開示請求を行うことにより、当該文書単独では特定の個人を特定することはできなくとも、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが可能となると主張している。確かに、条件を絞り新たな開示請求が行われた際に、文書の存否を明らかにすると、その条件の絞り方によっては、特定の個人の家事紛争の有無が判明する場合もあると考えられるが、これを避けるためには、条件を絞った開示請求が行われた際に必要に応じて存否応答拒否による不開示決定を行えば足りるものといえる。

よって、本件請求対象文書の存否を答えたとしても、特定の個人の家事紛争の有無を開示することとはいえず、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものを開示することになるとは認められない。

したがって、本件請求対象文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとした処分庁の判断は、妥当であるとはいえない。

以上のことから、処分庁は、本件請求対象文書の存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

(3) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

下記の公文書について開示を求めます。

ただし、いずれも、配偶者暴力防止法8条の2に基づく「被害防止の援助措置(身体的暴力のある場合の被害防止交渉)」は除きます。

1. 警察法2条1項に基づく行政警察活動の一環として、警察職員が警察施設を提供して、離婚・親権・子の監護に係る家事紛争において夫婦間の話し合いをさせた事実が記載されている文書で、

a, 令和2年1月 b, 平成31年度～同年12月 c, 平成30年度以前のもの。